

IV 用語の解説

(1) 施設の種類

- 病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院
- 結核療養所 結核病床のみを有する病院
- 一般病院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く。）

(3) 医育機関

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

(4) 病床の種類

- 精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床
- 結核病床 結核の患者を入院させるための病床
- 療養病床 病院の病床（精神、感染症、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
- 一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
- 経過的旧その他の病床 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 経過的旧療養型病床群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

(5) 開設者

表章にあたって次の 28 種類に区分し、病院については医育機関を再掲した。

なお、統計表の一部は大分類又は中分類に要約した。

- 1 国（厚労省）－厚生労働省が開設する施設。
- 2 国（独立行政法人国立病院機構）－「独立行政法人国立病院機構法」（平成 14 年法律第 191 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設。
- 3 国（国立大学法人）－「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 1 条の規定による法人が開設する施設。
- 4 国（独立行政法人労働者健康安全機構）－「独立行政法人労働者健康安全機構法」（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設。
- 5 国（国立高度専門医療研究センター）－「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設。
- 6 国（独立行政法人地域医療機能推進機構）－「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成 17 年法律第 71 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設。
- 7 国（その他）－国及び国に準ずるものが開設する施設で、上記 1～6 以外の施設。
- 8 都道府県－都道府県が開設する施設及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する都道府県一部事務組合の開設する施設。
- 9 市町村－市町村が開設する施設及び「地方自治法」第 284 条第 1 項に規定する市町村一部事務組合の開設する施設。
- 10 地方独立行政法人－「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条の規定による法人が開設する施設。
- 11 日赤－日本赤十字社が開設する施設。
- 12 済生会－社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する施設。
- 13 北海道社会事業協会－社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する施設。
- 14 厚生連－厚生（医療）農業協同組合連合会が開設するもの。
- 15 国民健康保険団体連合会－「国民健康保険法」（昭和 33 年法律第 192 号）第 83 条の規定により設立した法人で、同法第 84 条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する施設。
- 16 健康保険組合及びその連合会－「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する施設。
- 17 共済組合及びその連合会－次に掲げる各共済組合及びその連合会等が開設する施設。
 - ① 「国家公務員共済組合法」（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第 21 の規定により設立された同連合会
 - ② 「地方公務員等共済組合」（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察

共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第 27 条の規定により設立された
全国市町村職員共済組合連合会

- ③ 「私立学校教職員共済法」（昭和 28 年法律第 245 号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団
- 18 国民健康保険組合－「国民健康保険法」第 13 条の規定により設立された国民健康保険組合で、同法第 17 条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第 3 条第 2 項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する施設。
- 19 公益法人－「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する施設。
- 20 医療法人－「医療法」第 39 条の規定に基づく医療法人が開設する施設。
- 21 私立学校法人－「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が開設する施設。
- 22 社会福祉法人－「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定による法人で、同法第 32 条の規定により所轄庁の認可を受けた社会福祉法人が開設する施設。
- 23 医療生協－「消費生活協同組合法」（昭和 23 年法律第 200 号）第 4 条の規定による法人で、同法第 10 条第 1 項第 2 号に定める事業を行う医療生協が開設する施設。
- 24 会社－会社が、都道府県知事から開設許可（医療法第 7 条）を受けた施設。
- 25 その他の法人－上記「19 公益法人」から「24 会社」以外の法人が開設する施設。
- 26 個人－個人が開設する施設。
- 27 医育機関（再掲）－「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院。（大学研究所附属病院を含む）

■大分類■

次の 6 区分に分類。各番号は、上記の分類番号に対応している。

- 国・・・1～7 ○公的医療機関・・・8～15 ○社会保険関係団体・・・16～18
○医療法人・・・20 ○個人・・・26 ○その他・・・19、21～25

■中分類■

次の 11 区分に分類。各番号は、上記の分類番号に対応している。

- 厚生労働省・・・1 ○その他の国・・・2～7 ○都道府県・・・8 ○市町村・・・9
○地方独立行政法人・・・10 ○その他の公的医療機関・・・11～15
○社会保険関係団体・・・16～18 ○公益法人・・・19 ○医療法人・・・20
○その他の法人・・・21～13、25 ○会社・・・24 ○個人・・・26
○医育機関（再掲）・・・27

(6) 在院患者

24 時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

(7) 新入院患者、退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(8) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

$$(9) \text{ 1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

※平成26年は365日

$$(10) \text{ 1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

※平成26年は365日

$$(11) \text{ 病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$(12) \text{ 月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

$$(13) \text{ 平均在院日数} = \frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年(月)間新入院患者数} + \text{年(月)間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年(月)間退院患者数} + \text{年(月)間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数})}$$

(14) 従事者数

平成 14 年以降は総ての職種において、次式により常勤換算した数値である。

従事者の 1 週間の勤務時間

医療施設で定めている 1 週間の勤務時間

- 1 10 月 1 日 24 時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上した。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士は、それぞれの法律に基づく免許を有し、なおかつ、その業務を主として担当している者を計上
 - ② ①に掲げた従事者以外の従事者は、免許の有無にかかわらず主としてその業務を担当する者（例えば、看護師の免許を有しているが、主として事務を担当している場合には事務職員に計上）
- 2 看護業務補助者
保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許の有無にかかわらず、看護業務の補助業務に従事する者（例えば、看護助手、介護職員等）
- 3 臨床検査「その他」
臨床検査技師、衛生検査技師の免許を有しないが、これらと同じ内容の業務に補助的に従事する者
- 4 その他の技術員
診療部門に属する技術を担当する者のうち、1 ①に掲げた従事者以外の者（例えば、はり師、きゅう師、薬剤師助手等）
- 5 医療社会事業従事者
患者やその家族に対し疾病の妨げとなる経済的、精神的な諸問題等について相談、指導を担当する者（例えば、生活相談員、ケースワーカー等）
- 6 事務職員
免許の有無にかかわらず主として事務を担当している者
- 7 その他の職員
前掲の各職種に計上されない者（例えば、自動車運転手、調理師等）

(15) 比率に用いた人口

各年 10 月 1 日

年 次	人 口
新潟県 昭和30年	2,473,492
35	2,442,037
40	2,398,931
45	2,360,982
50	2,391,938
55	2,451,357
60	2,478,470
平成 2 年	2,474,583
7	2,488,364
12	2,475,733
13	2,473,000
14	2,465,000
15	2,460,000
16	2,452,000
17	2,431,459
18	2,418,000
19	2,405,000
20	2,391,000
21	2,378,000
22	2,374,450
23	2,362,000
24	2,347,000
25	2,330,000
26	2,313,000
全国 平成26年	127,083,000

(国 勢 調 査 年) 総務省統計局「国勢調査(総人口)」

(国勢調査年以外) ” 「10月1日現在推計人口」

平成 26 年 10 月 1 日

保健所名	人 口
新 潟 市	808,143
村 上	69,342
新 発 田	186,851
新 津	63,999
三 条	228,562
長 岡	358,421
魚 沼	37,805
南 魚 沼	67,693
十 日 町	65,895
柏 崎	92,452
上 越	231,296
糸 魚 川	45,140
佐 渡	58,221
総 計	2,313,820

(国 勢 調 査 年) 総務省統計局「国勢調査(総人口)」

(国勢調査年以外) 新潟県統計課「10月1日現在推計人口」

(16) 1日平均外来患者数の算出に用いた日数

※平成7年までは、当該年の年間日数から日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始の各3日間を除いた日数を用いている。

年次	日数	年次	日数	年次	日数	年次	日数
昭和40年	301日	平成2年	294日	平成19年	365日	平成24年	366日
45	302	7	295	20	366	25	365
50	296	12	366	21	365	26	365
55	297	17	365	22	365		
60	297	18	365	23	365		